

穴水小学校施設新築基本設計業務委託特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名称

穴水小学校施設新築基本設計業務委託

2. 委託期間

契約締結日から6か月程度を想定しており、プロポーザルにより選定された委託候補者と協議のうえ設定する

3. 計画施設概要

(1) 施設名称 穴水町立穴水小学校

(2) 敷地の場所 石川県鳳珠郡穴水町字大町地内

(3) 施設用途 学校、体育館、その他

平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第七号第1類(小学校)、第三号第1類(体育館)、第三号第2類(屋内プール)、第二号第2類(共同調理場)、第十二号第2類(図書館)、第十一号第1類(放課後児童クラブ)とする。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

①敷地の面積 約35,000㎡

②用途地域及び地区の指定

用途地域 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域

建ぺい率/容積率 60% / 200%

防火地域の指定 なし

日影規制 石川県建築基準条例による

地目 学校用地、宅地、田、雑種地

インフラ整備状況 上水道：公共上下水道、ガス：プロパンガス、電気：架空配線

(2) 施設の条件

①整備概要

校舎：3,300㎡程度、体育館：2,500㎡程度、屋内プール(社会体育施設)：1,500㎡程度、共同調理場：500㎡程度、図書館：450㎡程度(社会教育施設)、放課後児童クラブ：300㎡程度

グラウンド：200mトラック+150mトラック、駐車場：150台分(下限)

②構

造 問わない

ただし、校舎については災害復旧事業の原則に基づきRC造とする

(3) 建設の条件

① 総事業費 上限額を78億円とする

(校舎、体育館、屋内プール(社会体育施設)、共同調理場、図書館、放課後児童クラブ、外構、付属設備、調査設計費及び消費税等含む。)

(4) 工事種別

新築工事

(5) 設備計画

電気、空調、給排水衛生、昇降機、その他

5. 資格要件

(1) 総括責任者の資格要件

総括責任者の資格要件は「建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ)による一級建築士」とする。

(2) 主任技術者の資格要件

担当分野の業務を分担する主任技術者は、次の資格要件を有する者とする。なお、総括責任者は、主任技術者を兼ねることができない。

① 意匠担当主任技術者

・ 構造設計一級建築士又は一級建築士

② 構造担当主任技術者

・ 構造設計一級建築士又は一級建築士

③ 電気担当主任技術者

・ 設備設計一級建築士又は一級建築士

④ 機械担当主任技術者

・ 設備設計一級建築士又は一級建築士

⑤ 積算担当主任技術者

・ 建築コスト管理士又は建築積算士

Ⅱ．業務仕様

1．基本設計業務

(1) 基本設計業務の範囲

業務内容は、別表 1 に掲げるものとする。

(2) 基本設計業務の留意点

- ①建物の配置・意匠・構造の仕様等については、発注者と十分協議を行い、その旨を基本設計に反映させること。
- ②イニシャルコスト及びライフサイクルコストの縮減を考慮した設計とすること。
- ③環境負荷低減に配慮した設計とすること。
- ④自然災害による被害の防止又は軽減に配慮された計画とすること。
- ⑤「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」の整備規準及び「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」の規定に係る施設整備の手引きに基づく設計とすること。
- ⑥景観・デザイン等に関し、別途有識者等の指導及び監修を受けるときは、その内容を設計に反映させること。
- ⑦基礎の設計に当たっては、別途発注の地質調査資料をもとに計画すること。
- ⑧構造計画は、当該施設の設計に必要な資格者による設計、又は構造規定のチェックを行うこと。
- ⑨工事場所が海岸線より 2 km 以内の場合には、塩害対策を講じた設計とすること。
- ⑩建築物の長寿命化、維持管理に配慮した設計とすること

(3) 業務の完了

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく以下及び別表 1 に掲げる図書を提出しなければならない。

①基本設計説明書

令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添一に掲げる内容を基本とする。

ア 建築の計画概要

イ 設備の計画概要

②基本設計図書

ア 建 築

(ア) 基本設計図 (建物毎)

ア) 立 面 図 (4 面)

イ) 断 面 図 (2 面)

イ 設 備

(ア) 基本設計図

ア) 案 内 図 (付近見取図 1 / 3,000 程度、位置図 1 / 50,000 程度)

イ) 配 置 図

ウ) 系 統 図

(イ) 計 算 書

③基本設計経過説明書

④工事費概算書（誤差５％内外の正確なものとし、全体及び年度ごとに作成する）

⑤事業予定工程表（実施設計工程も記入）

⑥関係法令チェック表

⑦透 視 図（着色）

A3 サイズ程度

外観 敷地全景 ２景、建物毎 ２景

内観（各室・空間の使用方法がわかるもの） 建物毎に４景

提出部数

・ ３部

⑧電子成果物ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ

1. 業務内容

項目		業務内容
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更ある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、計画通知を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事及び土木工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

2. 成果図書

設計の種類		成果図書
(1) 総合		① 計画説明書 ② 仕様概要書 ③ 仕上概要表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 敷地利用計画図 ⑦ 配置図 ⑧ 平面図（各階） ⑨ 断面図 ⑩ 立面図（各面） ⑪ 工事費概算書 ⑫ 仮設計画図
(2) 構造		① 構造計画説明書 ② 構造設計概要書 ③ 工事費概算書
(3) 設備	(i)電気設備	① 電気設備計画説明書 ② 電気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(ii)給排水衛生設備	① 給排水衛生設備計画説明書 ② 給排水衛生設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(iii)空調換気設備	① 空調換気設備計画説明書 ② 空調換気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(iv)昇降機等	① 昇降機等計画説明書 ② 昇降機等設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料

3. その他

(1) 貸与可能図書等

- ・ 穴水小学校施設建替基本計画
- ・ 地質調査資料
- ・ 敷地測量成果品

(2) 適用基準（すべて最新版とする）

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 建築設計基準及び同解説、建築構造設計基準及び同解説
- ・ 公共建築工事積算基準、公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準
- ・ 建築設備計画基準、建築設備設計基準
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 学校設置基準
- ・ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- ・ 学校施設環境改善交付金交付要綱

(3) 瑕疵の修補

受注者は、納品後であっても成果品に不良個所が発見された場合は、速やかに受注者の責任において修正、補足その他の必要な措置を講じなければならない。

(4) 説明会等

受託者は、設計図書の合意形成する際に行う説明会等を実施する場合は、発注者の求めに応じ資料作成及び説明等の協力をしなければならない。

(5) 電子データで提出された設計図書の利用許諾

発注者は、受託者から電子データで提出された設計図書を、当該設計による事業のため、次に利用することができるものとする。

- ・ 工事発注時に入札参加者に対し、電子データの貸与（工事費積算用として）
- ・ 工事施工時に請負者に対し、電子データの貸与（施工図及び竣工図等の作成用として）

(6) 業務上知り得た秘密は外部に漏らさないように厳守すること。